平成２４年（フ）第３０７号
北海道旭川市神居１条17丁目２番10号
債務者　佐藤　礼恒
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０８号
北海道旭川市神居１条17丁目２番10号
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３１号
北海道空知郡上富良野町旭町３丁目３番７号
旭町コーポ１Ｆ号室
債務者　冨士田　茜
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３３号
北海道旭川市３条西２丁目２番15号
債務者　熊谷　真二
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３７号
北海道雨竜郡幌加内町字幌加内
債務者　菊地　真樹
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３９号
北海道旭川市豊岡３条５丁目３番６号　フレンドハウス203号森
債務者　大村　保子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４２号
北海道富良野市栄町16―１、住民票上の住所
北海道旭川市旭町１条９丁目841番地
債務者　若林　弘幸
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４７号
北海道旭川市東旭川北１条６丁目６番53号
コーポキララ101号室
債務者　樋口　民江
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５１号
北海道旭川市東光13条３丁目２番10号
債務者　小西　忠志
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５２号
北海道旭川市末広２条14丁目５番５号
債務者　石川　博一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６８号
北海道旭川市豊岡６条10丁目８番２号
債務者　佐久山典之
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６９号
北海道旭川市豊岡６条10丁目８番２号
債務者　佐久山哉子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７３号
北海道深川市文光町８番43号
債務者　岩本　勝光
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３３号
静岡市清水区蒲原新田１丁目16番11号
債務者　片野　安奈
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６２号
岡山市南区新福１丁目４番17号
債務者　石井　祥治（旧姓高須）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部